

令和3年第3回取手市議会定例会 議案概要

議案：	8件	条例の一部改正	1件
		工事請負契約の締結	1件
		令和3年度補正予算	6件
承認：	1件	補正予算の専決処分の承認	1件
報告：	2件	予算の継続費精算報告書	1件
		財政健全化判断比率報告	1件
認定：	7件	令和2年度決算の認定	7件
同意案：	3件	公平委員会委員の選任同意	3件
諮問：	2件	人権擁護委員の推薦	2件

議案第46号

取手市政治倫理条例の一部を改正する条例について（総務課）

取手市政治倫理審査会は、政治倫理確立のために必要な事項の調査や資産等報告書等の審査を行うため、取手市政治倫理条例第11条の規定に基づき設置されています。

現在、委員の任期は2年と定めていますが、1期ごとの知識・経験の蓄積をさらに図っていくことにより、より充実した審査体制を構築するため、委員の任期を1年延長して3年とする改正を行うものです。

議案第47号

3社総交公区第1-1号取手駅西口ペDESTリアンデッキ整備工事請負契約の締結について（区画整理課）

取手駅北土地区画整理事業の取手駅西口ペDESTリアンデッキの整備に当たり、既設デッキ部の改修及び歩行者用シェルター等の設置工事を行うものです。

主な内容は次のとおりです。

- ① 既存施設撤去工事（照明灯、花壇・ベンチ、高欄手すり・柵カバー）
- ② 既設階段改修工事（南東階段・南西階段）
- ③ 耐震補強工事（既存^{ばんげた}鉄桁補強、シェルター基礎補強）
- ④ 施設設置工事（歩行者用シェルター、高欄手すり・柵カバー）

議案第48号 【先議依頼】 令和3年度一般会計補正予算（第8号）
議案第49号から議案第53号まで 令和3年度各会計補正予算

議案第49号から議案第53号まで（令和3年度取手市各会計補正予算）の内訳

議案第49号 一般会計補正予算（第9号）

議案第50号 取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 介護保険特別会計補正予算（第1号）

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

承認第7号 令和3年度取手市一般会計補正予算（第7号）の承認について

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

報告第8号 令和2年度一般会計継続費精算報告書について

報告第9号 令和2年度取手市健全化判断比率について

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

認定第1号から認定第7号まで 令和2年度各会計決算の認定について

認定第1号から認定第7号まで（令和2年度取手市各会計決算）の内訳

認定第1号 一般会計決算の認定について

認定第2号 取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第3号 国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第4号 後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第5号 介護保険特別会計決算の認定について

認定第6号 競輪事業特別会計決算の認定について

認定第7号 取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

※ 詳細は本資料では割愛し、財政担当から別に御説明させていただきます。

同意案第 4 号から同意案第 6 号まで

取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

取手地方公平委員会の委員（3 人）の任期が令和 3 年 9 月 30 日でいずれも満了することに伴い、次期委員を次のとおり選任したく、議会の同意を求めるものです。

- ① 同意案第 4 号 大峰 芳樹（おおみね よしき）氏 現在 2 期目
- ② 同意案第 5 号 坂上 雅弘（さかがみ まさひろ）氏 現在 1 期目
- ③ 同意案第 6 号 染谷 隆（そめや たかし）氏 新任

※ 任期 4 年。現在の任期として、大峰委員は平成 25 年 10 月 1 日から、坂上委員は令和 2 年 12 月 1 日から、それぞれ選任されています。

※ 新任の染谷隆氏は、現任の高坂明夫委員（守谷市推薦）が任期満了で退任されることから、守谷市からの推薦をもとに議会の同意を求めるものです。

※ 取手地方公平委員会は次の市町及び一部事務組合で構成されています。

取手市・守谷市・利根町・取手地方広域下水道組合・取手市外 2 市火葬場組合
利根川水系県南水防事務組合・常総地方広域市町村圏事務組合

諮問第 2 号及び諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

平成 30 年 10 月 1 日付けで就任した次の 2 人の委員の任期が本年 9 月 30 日でいずれも満了します。平成 26 年 3 月 6 日付け法務省人権擁護局総務課補佐官事務連絡により委嘱発令日等について弾力的な運用が可能になり、水戸地方法務局管内においては、委嘱発令を 1 月及び 7 月の年 2 回に変更することとされたことから、次期委員の任期は令和 4 年 1 月 1 日からの 3 年間となります。つきましては、引き続き両委員を人権擁護委員として推薦したく、議会の意見を求めるものです。

- ① 諮問第 2 号 稲葉 裕子（いなば ゆうこ）氏 ※ 現在 1 期目
- ② 諮問第 3 号 濱野 清（はまの きよし）氏 ※ 現在 1 期目

※ 人権擁護委員法第 9 条

（委員の任期）

第 9 条 人権擁護委員の任期は、3 年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。